

定期報告書

採卵鶏25羽, 肉用鶏(しゃもなど)
10羽, うずら20羽を2つの鶏
舎で、馬を放牧で飼育されてい
る場合

平成 27 年 2 月 2 日

滋賀県知事 三日月 大造 殿

住所 甲賀市水口町水口6053番地

氏名 滋賀 太郎

印

[法人の場合には、その名称及び代表者の氏名]

電話番号 **** - ** - ****

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	滋賀 太郎			
家畜の所有者の住所	郵便番号 528 - 1234 滋賀県〇〇市△△町××番×号			
管理者の氏名又は名称	所有者氏名に同じ(※.所有者名と異なる場合は記入)			
管理者の住所	郵便番号 - 所有者住所に同じ(※.所有者住所と異なる場合は記入)			
農場の名称	所有者氏名に同じ(※.農場名がある場合は、〇〇農場と記入)			
農場の所在地	郵便番号 - 所有者住所に同じ(※.所有者住所と異なる場合は記入)			
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)			
	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)			
	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	

家畜の種類及び頭羽数（続き）	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚		子豚
		成豚	育成豚	
	頭	頭	頭	頭
	採卵鶏		肉用鶏	
	成鶏	育成鶏		
	25羽	羽	10羽	
	その他 (うずら)	その他 (馬)	その他 ()	その他 ()
	20羽	1頭	頭(羽)	頭(羽)
畜舎等の数	畜舎	2	ふ卵舎	

- 注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとすること。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行つたことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行つた日の前日時点のものとすること。
- 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月末満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月末満のものをいう。
- (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月末満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月末満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月末満のものをいう。
- (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月末満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月末満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月末満のものをいう。
- (4) 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月末満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月末満のものをいう。
- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月末満のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月末満のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上ものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。